

第24回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日 時 令和5年2月9日（木）10:00～11:30
- 2 場 所 青森県庁東棟5階 中会議室
- 3 出席者

【審議会委員】

竹 中 孝 委員
齊 藤 まなぶ 委員
内 海 隆 委員
関 谷 道 夫 委員
鳴 海 春 輝 委員
加 川 香寿美 委員

【県教育委員会】

吉田教育次長、高橋学校教育課長、ほか学校教育課職員（5名）

4 会議概要

（1）会長選出及び会長職務代理者指定

青森県いじめ防止対策審議会条例第3条第3項に基づき、委員の互選により、内海 隆委員が会長として選出された。

また、同条第5項に基づき、内海会長が会長職務代理者として関谷道夫委員を指定した。

（2）令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び本県の調査により、令和3年度の児童生徒のいじめの状況等について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 学校におけるいじめに関するアンケートの取り方について、学校によっては保護者のサインが必要であるなど、制約が厳しいと感じられるものがある。もっと子どもたちが書きやすいようなアンケートであるべきだ。
- 学校におけるいじめに関するアンケートが形骸化していないか、効果等を検証しながら、デジタル化を含め、多様な形でのアンケートを検討していくことが大事である。
- 文部科学省から通知された、いじめ問題への対応における警察等との連携について、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。
- 学校は、児童生徒の問題行動に対する迅速な対応が可能となるよう、最寄りの交番などと普段から連携を取っておくことが重要である。
- 統計調査について、いじめが重大な事案に発展することを予防する観点から、暴力行為や不登校といじめとの重なり把握が重要である。
- いじめの認知件数等について、他都道府県の状況や背景について分析し、本県の対策に生かすことが重要である。

- いじめと不登校が関連することも少なからず考えられることから、不登校重大事態への対応を含め、いじめと不登校との関連についても検討していく必要がある。
- 問題行動や学校不適応など、大きなくくりの中でいじめや不登校について扱うという視点も重要である。
- 教師の学級経営能力の違いによって、学校によるいじめの認知件数に差が出るのではないかと。
- 教師の学級経営能力や、教師が児童生徒や保護者と良好な関係を築く力を高めることが重要である。
- オルタナティブスクールの広がりもあるが、やはり学校は、集団生活を通じて児童生徒にコミュニケーション能力を培わせるという役割を果たすことが重要である。

(3) 令和4年度のいじめ防止等の取組について

令和4年度の「安心できる学校づくり研修会」及び「青森県いじめ問題対策連絡協議会」について、学校教育課から報告する。

【主な意見】

- 児童生徒の自殺が問題となっている中で、学校においては、児童生徒に対し、自殺についてしっかりと語りかけ、援助希求行為が適切に行われるよう指導していく必要がある。
- SOSを受け止める側のキャパシティやスキルの向上などについても、自殺予防教育の中で充実させていく必要がある。
- いじめの予防に関しては、いじめを行ってしまう生徒や傍観者となる生徒に、どのような教育をするのが重要である。子どもたちが、自身の未熟さを理解し、自身のメンタルヘルスを否定せずどのように行動していくのかということを大人が導くことが重要である。
- 子どもたちのメンタルヘルスリテラシーの養成については、メンタルヘルスの専門家ではない教員にとって負担が大きくなるため、専門家を効果的に活用することが重要である。
- 教師が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、保護者の協力も得ながら、様々な子どもたちが共同生活を送っていけるようなクラス作りに努めることが大事である。
- 自己責任の社会を生きていく子どもたちについて、教師を含めて大人たちは、命の教育を大事にししながら、生きる主体である子どもたちの成長を支えていくという視点で考えることが重要である。